

介護保険特集号

平成24年5月20日発行
発行 草加市健康福祉部長寿・介護福祉課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

第五次草加市高年者プラン

「第5期草加市介護保険事業計画」

「第6期草加市高年者福祉計画」

が策定されました



平成12年4月からスタートした介護保険制度。制度導入後、さらに制度の充実を図るために、3年ごとに制度の内容や介護保険料の見直しが行われており、平成24年度から26年度までの3か年の計画「第五次草加市高年者プラン」が策定されました。

第五次草加市高年者プランのポイント

介護保険料が
変わります

サービスの
充実を
図ります

介護予防に
取り組みます

詳しくは2・3ページをご覧ください。

お問い合わせ先 草加市 長寿・介護福祉課 ☎922-0151(代表) Fax922-3279

- 要介護認定に関するお問い合わせ..... 922-1414(認定係)
- 保険給付に関するお問い合わせ..... 922-1421(給付係)
- 介護保険料に関するお問い合わせ..... 922-1376(保険料係)
- 介護予防等に関するお問い合わせ..... 922-2862(相談支援係)
- 高年者施策の企画等に関するお問い合わせ..... 922-1342(長寿企画係)

介護サービスの充実を図ります

特別養護老人ホーム等の新設

●特別養護老人ホームの整備
平成26年度、松原団地の建て替えに伴い、新たに特別養護老人ホームを整備する予定です。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備
現在9か所あるグループホームに加え、今後公募を行い、新たに5か所の整備を予定しています。

特別養護老人ホーム

定員 147人増

グループホーム

定員 90人増

介護予防普及啓発事業

市内8か所の地域包括支援センターが実施する各種講座等です。さまざまな内容で、介護予防事業に取り組みます。



一次予防事業 一般高年者向 65歳以上の方はどなたでもご参加いただけます

健康体操

コミュニティセンター等で、音楽に合わせた簡単な体操などを行います。
全4回（週1回）のコースです。費用無料。予約不要。

5月 稲荷コミュニティセンター	11月 八幡コミュニティセンター
6月 原町コミュニティセンター	12月 瀬崎コミュニティセンター
7月 氷川コミュニティセンター	1月 新田西文化センター
9月 柿木公民館	2月 勤労福祉会館
10月 柳島コミュニティセンター	3月 高砂コミュニティセンター



パワーアップ健康教室

市内5か所のスポーツジムで体力向上を目指します。
全12回（週1回）コースです。費用:2,600円

東武スポーツクラブまつばら	5月～7月 / 9月～11月
ティップネス草加	5月～7月 / 10月～12月
スポーツPAL45	6月～8月 / 10月～12月
コ・ス・パ松原	6月～8月 / 1月～3月
メガロス草加	9月～11月 / 1月～3月

二次予防事業 特定高年者向 地域包括支援センターが作成するケアプランが必要です

介護予防教室（運動・栄養・口腔の教室）

軽いストレッチなどの運動プログラムや、栄養バランスのよい食生活やお口の機能向上について学びます。
全13回（週1回）のコースです。送迎あり。
費用：500円 会場：であいの森、ふれあいの里



介護予防トレーニング

理学療法士や健康運動指導士の指導のもと、トレーニング機器を使った運動を行います。全15回（週2回）のコースです。送迎あり。
費用：500円 会場：デイサービスセンターあおやぎ

介護予防に取り組みます

いきいき元気に、いつまでも草加で暮らそう

高年者の方がいつまでも、いきいきとした生活を送るために、元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。
要介護状態になった場合にも可能な限り、地域において自立した生活ができるように支援を行っています。

介護予防の考え方

65歳以上の方がいつまでも元気に生活するために、介護予防はとても大切です。介護予防は一次予防・二次予防・三次予防に分けられます（右図）。

要支援・要介護認定者

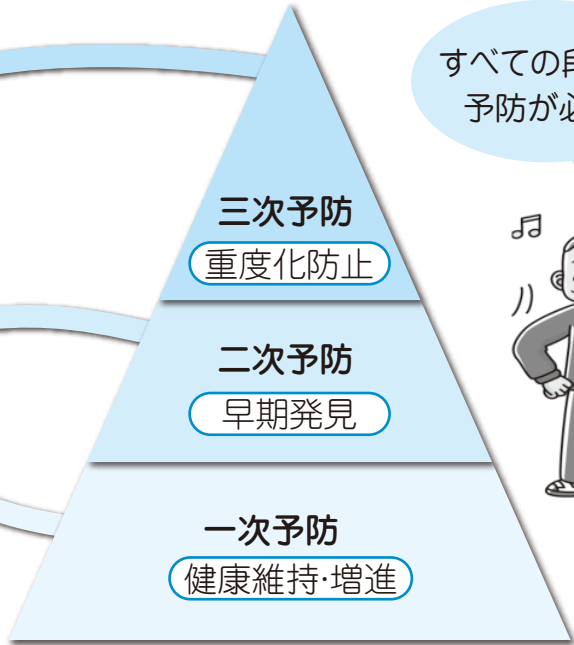
適切で効果的なサービスの利用等により、重度化を防止しましょう。

二次予防事業対象者（特定高年者）

市が配布する基本チェックリストの結果で、生活機能の低下が認められた方が「特定高年者」です。早期に発見し、介護予防に取り組むことで要介護状態になるのを防ぎましょう。

一次予防事業対象者（一般高年者）

元気な方「一般高年者」は、一次予防事業に参加するなど、さらに介護予防に積極的に取り組み、健康の維持・増進を図りましょう。

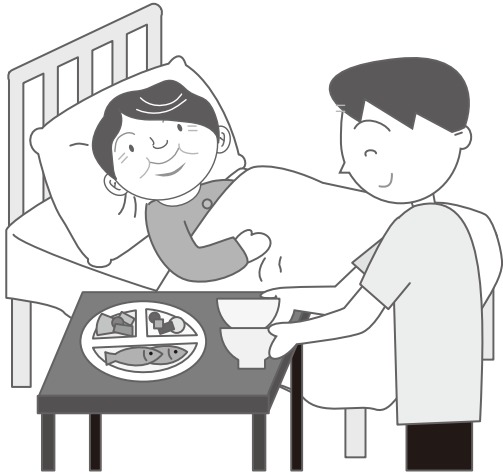


平成24年度から平成26年度 介護保険料が変わります

みなさんが納める介護保険料は、介護保険の大切な財源となります。

65歳以上の方の介護保険料は、草加市高年者プランにおいて、高年者人口や要支援・要介護認定者数、介護サービスがどのくらい必要になるかなどを見込み、3年ごとに見直しています。

市では以下のような理由により介護保険料の見直しを行い、平成24年度から26年度の介護保険料を算定しました(表1)。



見直す理由

1

高年者人口の増加

高年者人口は年々増加しており、平成24年1月1日現在での高齢化率は19.6%(約5人に1人が高年者)となっています。

高年者人口の推移(平成25～26年は推定)

21年	22年	23年	24年	25年	26年
42,892	45,070	46,371	47,918	50,246	52,342

※各年1月1日現在

見直す理由

2

介護サービス費用の増加

介護サービス費用のうち、1割は本人が負担し、9割は「介護給付費」として介護保険料や公費(税金)でまかなわれます。介護給付費は年々増加傾向にあり、平成26年度には、平成21年度と比較するとおよそ1.5倍になる見込みです。

草加市の介護給付費の推移(平成23～26年度は推定)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
73.3	78.8	88.5	92.4	100.9	111.2

見直す理由

3

介護保険の財源

介護給付費の財源内訳は以下のとおりで、介護保険料と公費(税金)が半分ずつとなっています。介護給付費全体の21%が65歳以上の方の介護保険料でまかなわれています。

介護保険の財源内訳(利用者負担分は除く)

65歳以上の介護保険料 21%

40歳～64歳の介護保険料 29%

公費(税金) 50%

介護保険料 50%

市町村 12.5%

都道府県 12.5%

国 25%

〔このうち5%程度は財政調整交付金〕

※サービス、事業内容によって財源割合が異なります。

表1 平成24年度から26年度の介護保険料(年額)

納付通知書は、6月中旬の発送を予定しております。

所得段階	新しい介護保険料所得段階区分	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者または老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方	25,800円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	25,800円
第3段階(特例)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	34,570円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第3段階(特例)以外の方	38,700円
第4段階(特例)	本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方(世帯の中に住民税課税者がいる場合)	44,890円
第4段階	本人が住民税非課税で、第4段階(特例)以外の方(世帯の中に住民税課税者がいる場合)	51,600円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	58,300円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	64,500円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	77,400円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	90,300円

◆年間保険料額の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

※老齢福祉年金受給者とは、原則として明治44年4月1日以前に生まれた方です。 ※課税年金収入金額とは、老齢・退職年金のことをいい、遺族年金・障害年金を除きます。

草加市独自の主な在宅高齢者向けサービス

問い合わせ

相談支援係 ☎922-2862
長寿企画係 ☎922-1342

草加市では、様々な高齢者向けサービスを行っています。よくあるお問い合わせとサービスをご案内します。

Q

ねたきりの高齢者の方が受けられるサービスにはどのようなものがありますか？

- おむつ支給

内 容

対 象 者

月1回、決められた枚数を無料で支給します。
65歳以上で要介護度が4または5と認定され、常時ねたきり状態の方、または要介護3以上で重度の認知症により常時排泄の介助が必要な方（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の施設入所者は除きます。）
- 高齢者、障がい者・障がい児移送サービス

内 容

対 象 者

病院への入退院、通院や、福祉施設への入退所の移送にかかる費用の負担を軽減します。
移送料金（上限月額20,000円）の1割が本人負担となります。
要介護3から要介護5の認定を受けている方のうち、常時ねたきりまたは車いすを利用している状態（10分以上の座位が保てない）にあり、外出時に車いす専用車やストレッチャー専用車（寝台車）等が必要な方
- 訪問理容サービス

内 容

対 象 者

理容師さんが自宅を訪問して調髪等を行います。
（住民税課税者は1回あたり2,000円を負担していただきます。非課税者は無料です。）
65歳以上で常時ねたきり状態等の方
- ねたきり老人手当

内 容

対 象 者

月額 5,000 円を支給します。
65歳以上で病気等によりねたきりの状態、または重度の認知症により常時介護が必要な状態が6か月以上継続している方（特別養護老人ホーム等の施設入所者は除きます。）
- 寝具洗濯乾燥消毒サービス

内 容

対 象 者

寝具の丸洗い及び乾燥消毒を定期的に無料で行います。
65歳以上で常時ねたきりの状態、または重度の認知症により寝具の衛生管理が困難な方



Q

ひとり暮らしで発作性の持病があり、家で急に具合が悪くなったらと不安です。

- あんしん見守りネットワーク

内 容

対 象 者

緊急時、速やかに通報ができるよう、緊急通報装置を無料で貸与します。（通話料は自己負担となります。）
65歳以上のひとり暮らしで、ねたきりや発作性の病気のため緊急時に電話通報が困難な方等で、日常生活を営むのに支障がある方
- 医療・救急情報管理システム事業（救急ネット）

内 容

対 象 者

医療・救急情報（かかりつけ医、持病、服薬情報、緊急連絡先等）を市及び消防本部に登録し、救急搬送の際、消防本部から救急隊に情報を提供します。
持病のため通院中で、医療機関から処方された薬を服用している、健康上不安のある65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方（あんしん見守りネットワーク登録者は除きます。）
※持病の内容によっては対象とならない場合もあります。

Q

食事を届けてくれるサービスはありますか？

- 配食サービス ～特別食（食事療法用食）もご利用いただけるようになりました～

内 容

対 象 者

1日1回昼食または夕食を配達し、その際に利用者の安否確認をします。（普通食：1食400円、特別食：1食430円～650円）
65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯等で、買い物等の外出や食事の調理が困難であり、かつ他の方から食事の提供が受けられない方

高齢者の相談窓口

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、市内には8か所の地域包括支援センターが設置されています。
高齢者やそのご家族の相談に、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職員が対応します。
お住まいの地域によって担当のセンターが決まっています。

センター名	所在地	電話番号	お住まいの地域
谷塚・瀬崎	谷塚上町704-3	929-3613	谷塚町・谷塚1～2・瀬崎1～7
谷塚西部	遊馬町185	929-0014	谷塚仲町、谷塚上町、両新田東町、両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町
草加中央・稲荷	吉町2-2-21	959-9133	神明1～2、住吉1～2、高砂1～2、手代町、吉町1～5、稲荷1～6、中央1～2
草加西部	草加4-5-1	946-7030	草加1～5、西町、氷川町
松原・草加東部	松江1-1-32	932-6775	松原1～5、栄町1～3、松江1～6
安行	苗塚町200-2	921-2121	原町1～3、北谷1～3、北谷町、小山1～2、花栗1～4、苗塚町
川柳・新田東部	青柳8-52-37	932-7007	柿木町、青柳1～8、青柳町、八幡町、中根1～3、弁天1～6
新田	新善町6	946-0520	新栄町、長栄町、清門町、旭町1～6、金明町、新善町